政治経済〈政治編〉　はじめに

皆さん、始めまして。『公務員試験対策講座　スタンダードレベル政治経済〈政治編〉』を担当する簑原睦です。

この講座を受講しようとされている皆さんは、おそらく公務員試験合格に向けた一歩を今踏み出したばかり、というところでしょうか。自身の将来に対する期待と、そこに至るために立ち向かわなければならない試験に対する不安と、その両者が皆さんの心の中にあることでしょう。

あえて言います。公務員試験は簡単な試験ではありません。出題科目も多岐にわたります。合格するためには、自身の将来を切り拓く信念と、それに裏打ちされた確かな努力が必要です。

しかし、案ずる必要はありません。公務員試験は、特別な知識、高度な知識が問われるものではないのです。学者・研究者になるための試験ではないのですから。

また、政治経済について言えば、どうかこの勉強を単なる「受験勉強」だと思わないでください。政治経済という科目は「世の中のしくみ」についての科目です。公務員として、社会人として将来活躍するにあたって、「世の中のしくみ」を知っておくことは当然必要ですよね。「世の中のしくみ」が理解できると、ニュースを見ること、新聞を読むこと、それらが面白くなります。そうして興味と知識を広げ、公務員として活躍する素養を身につけてください。私も、皆さんにそうなってもらえるような講義を提供します。

さて、それでは、この講義を受けていただくにあたっての心構えとアドバイスを少しお話しします。

1．講義は顔を上げて聴こう！

これは２つの意味があります。１つは文字通り、しっかり私の方を見てください、ということです。目と耳と心でこの講義を受け取ってください。

もう１つは、勉強は明るく前向きに、ということです。下を向いて「きついな、辛いな」と思いながら受けてほしくないのです。目の前にある試験は、皆さんの将来を切り拓くチャンスなのですから。

自身の力を社会のために用い、日々の糧を得るという営みはたいへんexcitingです。その意味で、働くということはとても魅力的でかっこいいことです。自身の将来像を思い描きながら、明るく取り組んでください。

2．情報はAll In Oneで！

原則として情報は極力１つの教材にまとめましょう。余白をフル活用し、あるいは付箋を駆使し、得た知識や情報をどんどん集約してください。本試験前は、この１冊に目を通せば大丈夫！という自分だけの１冊に仕上げましょう。

3．シンプルに理解し、思い出すことに重点を！

先ほども言いましたが、公務員試験は学者・研究者になるためのものではありません。難しく考え過ぎないでください。最初は、小学５・６年生に説明するのに必要なくらいの理解から始めましょう。そして、覚えること以上に、思い出すことに重点を置いてください。思い出すトレーニングの反復こそが暗記科目の鍵です！

それでは、公務員試験合格に向けて、一緒に歩んでいきましょう！！

政治経済〈政治編〉　目次

○第１講	日本国憲法の基本的性格	p. 4
○第２講	基本的人権１	p. 6
○第３講	基本的人権２	p.10
○第４講	統治機構　三権分立・国会	p.14
○第５講	統治機構　内閣・裁判所	p.18
○過去問解答		p.22

※　本テキストにおいて「○条」とあるのは、原則として日本国憲法の条文番号である

※　本講座は令和３年４月１日の法令に基づいている

〈 ***Note*** 〉

政治経済〈政治編〉　第１講　日本国憲法の基本的性格

１．憲法

憲法　＝　国家の基本法・①（　　　　　　　）

　　　　国家権力を制限　→　②（　　　　　　　）のため

２．日本国憲法の基本原理（三大原理）

（１）①（　　　　　　　）

　　…　国政の最終的意思決定権は国民にある

関連事項

天皇　＝　日本国及び日本国民統合の②（　　　　　）→　国政に関する権能なし

　　　　天皇の③（　　　　　　　）…④（　　　　　）の助言と承認に基づく

（２）⑤（　　　　　　　）

　　…　戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認

参考

９条１項「…国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」

９条２項「…陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

（３）⑥（　　　　　　　　　）

基本的人権　＝　人間として当然に有する権利

　　　　　　「侵すことのできない永久の権利」であるが「⑦（　　　　　　　）」による制約あり

公共の福祉　＝　人権相互の矛盾・衝突を調整するための実質的公平の原理

３．大日本帝国憲法と日本国憲法

	大日本帝国憲法	日本国憲法
基本的性格	欽定憲法、硬性憲法、成文憲法	民定憲法、①（　　　　　　）憲法、成文憲法
主権者	天皇	国民
天皇の地位	主権者、「統治権ヲ総攬」	象徴、「国政に関する権能を有しない」
国会	天皇の協賛機関	国権の最高機関、唯一の立法機関
内閣	規定なし、天皇の輔弼機関	「国会に対し連帯して責任を負ふ」
裁判所	違憲審査権なし 特別裁判所あり	②（　　　　　　　　）あり ③（　　　　　　　　）禁止
国民の権利	法律による制限可（法律の留保）	永久不可侵の権利
国民（臣民）の義務	納税の義務 兵役の義務	④（　　　　　　）の義務 ⑤（　　　　　　）の義務 普通⑥（　　　　　　）を受けさせる義務
地方自治	規定なし	規定あり（制度的保障）

４．憲法改正手続

①（　　　　　　）による発議

…　②（　　　　　）議院の③（　　　　　）議員の④（　　　　　）以上の賛成による

↓

⑤（　　　　　　）の承認

…　国民投票等にて⑥（　　　　　　）の賛成

↓

⑦（　　　　　　）による公布

…　国民の名で、直ちに行なう

【過去問：H10 年度　国家Ⅲ種】

憲法は、形の上から見て成文憲法と不文憲法に、改正手続きから見て硬性憲法と軟性憲法とに分けられるが、日本国憲法は（　A　）で（　B　）である。

憲法の改正には（　C　）がこれを発議し、（　D　）に提案して、その承認を経なければならない。

	A	B	C	D
1.	不文憲法	軟性憲法	国会	国民
2.	不文憲法	硬性憲法	内閣	国会
3.	成文憲法	硬性憲法	内閣	国民
4.	成文憲法	硬性憲法	国会	国民
5.	成文憲法	軟性憲法	内閣	国会

政治経済〈政治編〉　第２講　基本的人権１

１．基本的人権

基本的人権　＝　人が生まれながらにして有する権利、「侵すことのできない永久の権利」
もっとも、「①（　　　　　　　　）」による制約あり
＝　人権相互の矛盾衝突を調整するための実質的公平の原理

２．自由権

自由権　＝　国家権力による制限・介入・干渉を排除し、自由を保障する権利

２－１．精神的自由権

（１）①（　　　　　　　　）の自由（19 条）
…　沈黙の自由をも含む　→　内心の自由ゆえ、絶対的保障

（２）②（　　　　　）の自由（20 条）
…　信仰の自由、宗教活動の自由、宗教的結社の自由が含まれる

関連事項

③（　　　　　　　）の原則（20 条 1 項・3 項、89 条）
…　国家権力がいかなる宗教活動に対しても支援や関与をしてはならないとの原則
→　［判例］その行為の目的が宗教的意義を有するか、
その行為の効果が特定の宗教に対する援助・助長または圧迫・干渉になるかにより判断

（３）④（　　　　　）の自由（21 条）
…　人格形成に資するとともに、民主主義の基盤として極めて重要
しかし、表現は外部的行動を伴うため、制約があり得る

関連事項

⑤（　　　　　）
＝　［判例］行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、
表現物の一部または全部の発表を禁止する目的で、対象とされる表現物を一般的・網羅的に、
発表前に審査した上、不適当と認めるものの発表を禁止すること　→　絶対的禁止

（４）⑥（　　　　　）の自由（23 条）
…　学問研究等についての自由を保障
学問研究の中心である大学について、大学の自治をも制度的に保障

２－２．経済的自由権　※　いずれも「公共の福祉」の観点からの制約があり得ることが明記されている

（１）　①（　　　　　　　　　　）の自由（22 条）

（２）　②（　　　　　　　　　）の自由（22 条）　…　営業の自由をも保障

（３）　③（　　　　　　　　）の不可侵

…　もっとも、私有財産についても「正当な補償」により公共のために用いることができる

２－３．身体的自由権

（１）　①（　　　　　　　　　）の保障（31 条）

…　法律に定められた適正な手続によらなければ自由を奪われたり刑罰を科されたりしない

（２）　②（　　　　　　　　　）主義（31 条）

…　いかなる行為が犯罪となり、いかなる刑罰が科せられるかはあらかじめ法律で規定

関連事項

刑事罰の③（　　　　　　　　）（39 条）

…　実行のときに適法であった行為について、事後的に法律を制定して処罰することはできない

（３）　④（　　　　　　　　　　）の原則（39 条）

…　判決確定の場合において、同一事件について再び刑事上の責任を問われない

例外　被告人に有利な⑤（　　　　　　　）は認められる

（４）　⑥（　　　　　　　　　）の禁止（39 条）

…　同一の行為を別の罪として処罰することはできない

（５）　⑦（　　　　　　　）主義（33・35 条）

…　逮捕、捜索、押収等の強制処分にあたっては司法機関の発する令状が必要

例外　現行犯逮捕

（６）　残虐な刑罰の禁止（36 条）

（７）　公平な裁判所の迅速な公開裁判（37 条）

（８）　⑧（　　　　　　　）権（38 条）　…　自己に不利益な供述を強要されない

関連事項

自白　…　強制・拷問による自白、不当に長い抑留・拘禁後の自白等は証拠とされない

また、自白のみで有罪とされることはない

（９）　⑨（　　　　　　　　　　）・意に反する⑩（　　　　　　　）からの自由（18 条）

…　前者は刑罰等としても絶対的禁止

【過去問：H 18 年度　国家Ⅲ種】

日本国憲法第 3 章には、国民の基本的人権が広い範囲にわたって保障されており、権利濫用の禁止と、（　A　）のために利用する責任とが定められている。

憲法は国民に対し、憲法が保障する自由および権利についてその濫用をいましめ、国民が権利を行使するに当たっては、「常に（　A　）のためにこれを利用する責任を負ふ」（第 12 条）ことを明らかにしている。

また、憲法は居住、移転や職業選択の自由、（　B　）などについても、（　A　）による限界を特に定めている。

	A	B
1.	公共の福祉	請願権
2.	公共の福祉	財産権
3.	公益優先	普通選挙権
4.	公益優先	損害賠償請求権
5.	個人の尊厳	裁判を受ける権利

〈 ***Note*** 〉

政治経済〈政治編〉　第３講　基本的人権２

１．社会権

社会権　＝　人間らしく生きる権利

①（　　　　　　　　　　）憲法にて世界で初めて保障

（１）②（　　　　　　）権（25 条）

…「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」

生存権規定は一般に「③（　　　　　　　　　　　）」であるとされる

関連事項

プログラム規定説　…　憲法のある規定について、国の努力目標や政治的責務・方針を規定したにとどまり、直接個々の国民に対して具体的権利を賦与したものではないとする考え方

［判例］④（　　　　　　）訴訟もほぼ同様の立場

（２）⑤（　　　　　　）を受ける権利（26 条）

…　個人の人格形成・自己実現のために必須

（３）⑥（　　　　　　）権（27 条）

…　労働の意思と能力がありながら就業機会のない者は、国家にその機会の提供を求めることができる

（４）労働三権

…　弱い立場になりがちな労働者が、使用者と対等な立場で労働条件等を決定できるようにするため

⑦（　　　　　　）権　…　労働者が労働組合を結成する権利

⑧（　　　　　　　）権　…　労働組合として使用者側と交渉する権利

⑨（　　　　　　　）権　…　団体交渉決裂の場合等にストライキ等の争議行為をする権利

⑩（　　　　　　）権と（ほぼ）同義

⑪（　　　　　　　）には職務の性質上認められないものがある

補足

（３）と（４）を総称して労働基本権という

２．参政権

参政権　＝　国民が政治に参加することでその意思を政治過程に反映させるための権利

（１）①（　　　　　　）権

…　公務員の選定・罷免権は「国民固有の権利」である（15条）

（２）②（　　　　　　　）権

…　立候補する権利

補足

わが国では③（　　　　　　　　）制が原則であるが、直接民主制的な制度も置かれている

- ・最高裁判所裁判官の④（　　　　　　　　）（79条）
- ・地方自治特別法の住民投票（95条）
- ・⑤（　　　　　　　　）の国民投票（96条）

３．請求権（受益権）

請求権（受益権）＝　国民の基本的人権の確保・救済のための権利

（１）①（　　　　　　）権（16条）

…　国や地方公共団体の施策について要求を行なう権利

（２）②（　　　　　　）を受ける権利（32条）

…　政治権力から独立した公平な司法機関に、平等に権利・自由の救済を求める権利

（３）③（　　　　　　　　）請求権（17条）

…　公務員の不法行為に対して、国や地方公共団体に損害賠償を請求する権利

（４）④（　　　　　　　　）請求権（40条）

…　刑事手続において抑留・拘禁された後に無罪の判決を受けた者が、その損失の補償を求める権利

４．平等権

平等権　＝　全ての国民が平等に扱われる権利であり、基本的人権の尊重の前提

（１）法の下の平等（14条）

…「すべて国民は、法の下に平等であつて、①（　　　　　　）、信条、②（　　　　　　）、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」

補足

この他、両性の本質的平等（24条）、教育機会の平等（26条）、選挙権の平等（44条）が規定されている

５．新しい人権

新しい人権　＝　社会の変化・発展により生じてきた、従来は予想されていなかったような人権侵害や、新たな人権保護の必要性に対応すべく主張されるようになった人権の総称

憲法上に明文規定はないが、13 条の①（　　　　　　　　）等を根拠として主張される

（１）①（　　　　　　　　）権

… 私生活をみだりに公開されない権利、自己の情報をコントロールする権利

［根拠］幸福追求権（13 条）

（２）②（　　　　　）権

… 自己の容貌・姿態を無断で撮影されたり、描かれたり、公表されたりしない権利（人格権の一種）

［根拠］幸福追求権（13 条）

（３）③（　　　　　）権利

… 国民が行政内容等に関する情報提供を求める権利

［根拠］表現の自由（21 条）

（４）④（　　　　　）権

… 人間らしい生存のために必要な環境を求める権利

［根拠］幸福追求権（13 条）、生存権（25 条）

【過去問：H18 年度　東京消防庁】

わが国の、いわゆる「新しい人権」に関する名称、内容および憲法上の根拠の組合せとして、妥当なのはどれか。

	名称	内容	憲法上の根拠
1.	肖像権	承諾なしに勝手に撮影などをされない権利	幸福追求権
2.	環境権	よりよい環境の中で生活を営む権利	法の下の平等
3.	プライバシーの権利	自由に情報を獲得することができる権利	表現の自由
4.	知る権利	自己の情報をコントロールする権利	生存権
5.	請願権	国に対してさまざまな要求を行う権利	選挙権

〈 ***Note*** 〉

政治経済〈政治編〉　第４講　統治機構　三権分立・国会

1.三権分立

三権分立　＝　国家権力を三分し、それらを異なった機関に担当させ、権力相互の抑制と均衡（チェック＆バランス）を図ることで、基本的人権を保障しようとする原理

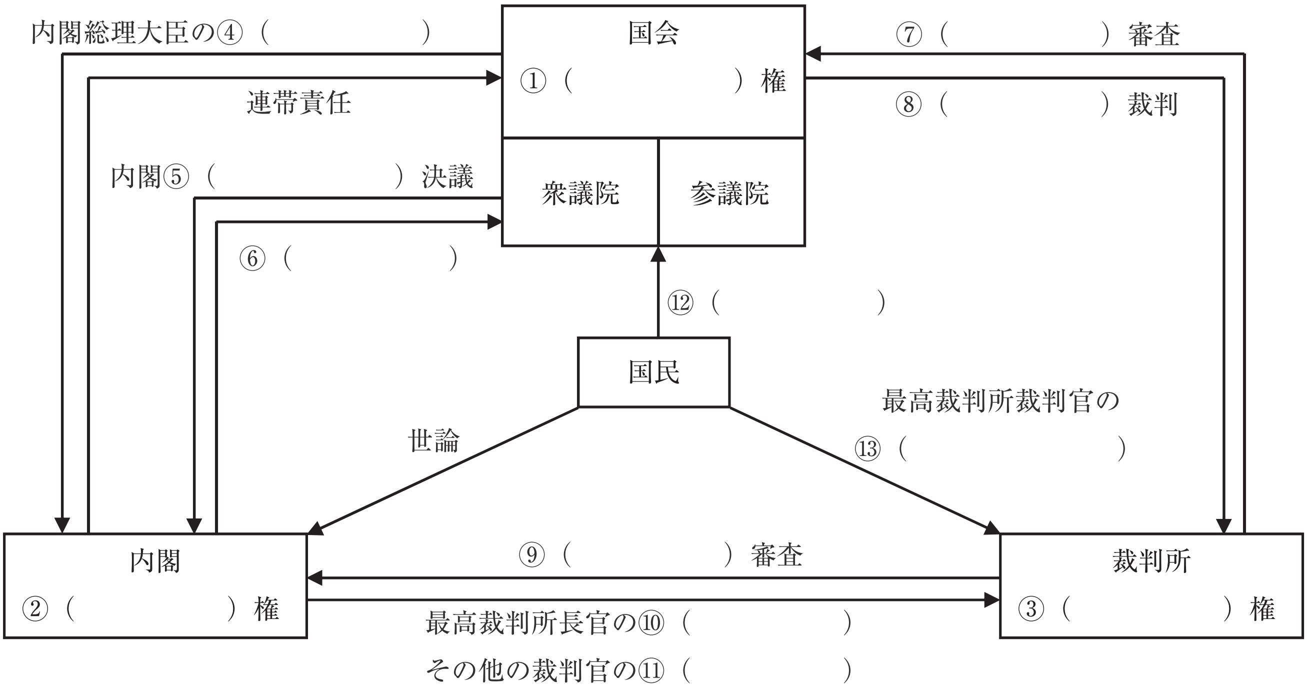

2．国会

国会　＝　「国権の最高機関」かつ「唯一の①（　　　　　　）機関」

2－1．国会の権限

（１）　①（　　　　　　）の議決（59 条）

…　発案権は国会議員または②（　　　　　　）が有する

公布は③（　　　　　　）が行なう

（２）　④（　　　　　　）の承認（61・73 条）

…　条約締結にあたっては、事前、時宜によっては事後の承認を要する

（３）　⑤（　　　　　　）の指名（67 条）

…　任命は⑥（　　　　　　）の権限である

（４） ⑦（　　　　　　　　　　）の設置（64 条）

（５） ⑧（　　　　　　）の議決（60 条）

… 衆議院が⑨（　　　　　　　）を有する

（６） ⑩（　　　　　　　　）の発議（96 条）

… 各議員の⑪（　　　　　）議員の⑫（　　　　　）以上の賛成による

２－２．各議院の権限

（１） ①（　　　　　　　　）権（62 条）

… 証人の出頭・証言および記録の提出を要求することができる

（２） 予算先議権 … 衆議院のみ

（３） ②（　　　　　　　　　　）決議権 … 衆議院のみ

（４） ③（　　　　　　　　）（54 条）… 参議院のみ

２－３．国会の組織

（１） ①（　　　　　　　）

… ②（　　　　　　　）と③（　　　　　　　）から構成

二院が相互に牽制し合い、行き過ぎを防ぐとともに、国民の多様な政治意思を反映

（２） 国会の構成

	議員定数	被選挙権	任期
衆議院	④（　　　　　）人	⑥（　　　　）歳以上	⑧（　　　　）年 ただし、⑨（　　　　　）あり
参議院	⑤（　　　　　）人	⑦（　　　　）歳以上	⑩（　　　　）年 ただし、3 年ごとに半数改選

補足

参議院の議員定数は、令和 4 年 7 月 26 日以降は 248 人

（３）　国会の種類

	召集（開催）	その他
①（　　　　　　） (52 条)	毎年 1 月	会期⑤（　　　　　）日 次年度予算が主な議題
②（　　　　　　） (53 条)	・内閣の要求 ・いずれかの議院の総議員の⑥（　　　　　） 以上の要求　等	
③（　　　　　　） (54 条 1 項)	・衆議院の解散後、⑦（　　　　）日以内に行なわれる総選挙後、⑧（　　　　）日以内	⑨（　　　　　　　）の指名
参議院の ④（　　　　　　） (54 条 2・3 項)	・衆議院の解散中、 緊急の必要がある場合に、 内閣の求めにより開催	次の国会開会後、⑩（　　　　）日以内に衆議院の同意を得ることが必要

２－４．国会の運営

（１）　定足数

…　総議員の①（　　　　　）以上

（２）　議決

…　［原則］　②（　　　　　）議員の③（　　　　　　）

［例外 1］④（　　　　　）議員の⑤（　　　　　）以上

・議員の資格の剥奪（55 条）
・議員の除名（58 条 2 項）
・秘密会の開催（57 条 1 項）
・衆議院における法律案の再可決（59 条 2 項）

［例外 2］⑥（　　　　）議員の⑦（　　　　　）以上

・憲法改正の発議（96 条 1 項）

（３）　委員会制度

…　国会での議事を効率的かつ慎重に行なうため、各議院の所属議員全員で構成する⑧（　　　　　　）とは別に人数を絞った委員会を設け、事前審議を行なう制度

２－５．衆議院の優越

衆議院の優越　…　衆・参双方の議決が異なる場合に国政の停滞を招くことは好ましくないため、参議院に対する衆議院の優越を認め、双方の議決の一致がなくとも国会としての意思形成を可能とする

［理由］　衆議院は任期が短く、①（　　　　　　）もあるため、民意を反映しやすい

②（　　　　　　　　）の議決	衆…○ 参…×	衆議院で ⑦（　　　　　　）議員の ⑧（　　　　　　）以上の 多数で再可決＝成立
	衆…○ 参…⑥（　　　　　）日以内に 議決せず＝否決みなし	

③（　　　　　　）の議決 ④（　　　　　　）の承認 ⑤（　　　　　　　　　）の指名	衆…○ 参…× ⑨（　　　　　　　　　）で 一致せず	衆議院の議決 ＝国会の議決
	衆…○ 参…⑩（　　　　　）日以内に （内閣総理大臣の指名については10日以内に）議決せず	

【過去問：H19 年度　再チャレンジ】

国会は、両議院が相互に独立して審議・議決を行うため、それぞれが自主的に行使できる権限が憲法上認められている。これらのうち、両議院が同等に（共通に）有している権限のみをすべて挙げたものとして最も妥当なのはどれか。

A　議院の不逮捕特権がある。
B　緊急集会を開催することができる。
C　予算を他院に先立って審議することができる。
D　国政調査権が認められている。
E　内閣の不信任決議を行うことができる。

1.　A、B
2.　A、D
3.　B、C
4.　C、E
5.　D、E

政治経済〈政治編〉　第５講　統治機構　内閣・裁判所

１．内閣

内閣　＝　①（　　　　　　）権は内閣に属する（65 条）

内閣は、国会の②（　　　　　　）によって存立し、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う　→　③（　　　　　　　　）

１－１．内閣の組織

（１）　内閣総理大臣

…　①（　　　　　　　　）の中から②（　　　　　　）が指名し、③（　　　　　　）が任命

「内閣の首長」である

（２）　国務大臣

…　④（　　　　　　　　　　）が任免

⑤（　　　　　　　）は国会議員でなければならない

補足

内閣総理大臣、国務大臣はいずれも⑥（　　　　　　）でなければならない

１－２．内閣の権限

（１）　法律の執行と国務の総理

（２）　外交関係の処理

（３）　①（　　　　　　）の締結

（４）　②（　　　　　　）の作成・提出

…　提出は内閣を代表して内閣総理大臣が行なう

（５）　③（　　　　　　）の制定

（６）　恩赦の決定（以上 73 条）

（７）　④（　　　　　　　）の支出（87 条１項）

（８）　臨時会召集の決定（53 条）

（９）　参議院の⑤（　　　　　　　　）の請求（54 条２項）

（10）　衆議院の⑥（　　　　　　）の決定（7 条 3 号、69 条）

（11）　最高裁判所長官の⑦（　　　　　　）（6 条２号）

（12）　その他の裁判官の⑧（　　　　　　）（79 条１項、80 条１項）

（13）　天皇の⑨（　　　　　　　　）に関する助言と承認（3 条）

１－３．内閣総理大臣の権限

（１）　①（　　　　　　　　　　）の任命・罷免（68条）

　　…　②（　　　　　　　）が認証

（２）　行政各部の指揮監督（72条）

（３）　国務大臣の訴追に対する同意（75条）

１－４．内閣総辞職

下記の場合には、内閣は総辞職しなければならない

（１）　衆議院で内閣不信任決議案が可決、または内閣に信任決議案が否決され、内閣が①（　　　　　　）日以内に衆議院を②（　　　　　　　）しないとき（69条）

（２）　衆議院議員の③（　　　　　　　　）後、初めて国会の召集があったとき（70条）

（３）　④（　　　　　　　　　　　　）が欠けたとき（70条）

２．裁判所

裁判所　＝　①（　　　　　　　）権は、最高裁判所および下級裁判所に属する（76条１項）

２－１．司法権の独立

（１）　司法権の独立

　　…　司法権およびこれを具体的に担う裁判所・裁判官は対外的にも対内的にも独立

　　　「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」（76条３項）

（２）　裁判官の身分保障

　　…　公正中立な裁判を実現するため裁判官は身分を保障されており、罷免は次の場合に限定されている

　　　・分限裁判による罷免（78条）　…　心身の著しい故障による職務不能の場合

　　　・②（　　　　　　　）裁判による罷免（78条）　…　職務違反、職務懈怠、非行の場合

　　　・③（　　　　　　　　　）による罷免（79条２・３項）　…　最高裁判所裁判官についてのみ

２－２．裁判所の組織（種類）

（１）　①（　　　　　　　）裁判所　…　長官含む15名の裁判官で構成

（２）　②（　　　　　　　）裁判所

　　③（　　　　　　　）裁判所　…　東京、大阪、名古屋、広島、福岡等、全国８か所

　　④（　　　　　　　）裁判所　…　原則として都道府県ごとに１か所

　　⑤（　　　　　　　）裁判所　…　家事事件の審判や調停、少年事件等

　　⑥（　　　　　　　）裁判所　…　軽微な事件、全国に400か所以上

２－３．裁判所の運営

（１）　裁判の種類

・民事裁判　…　一般私人間の紛争を裁く

・刑事裁判　…　罪を犯したとされる者を裁く

・行政裁判　…　国・地方公共団体等の行政機関と私人との間の紛争等を裁く

（２）　三審制

①（　　　　　　　）

…　原則としてある事件につき３回まで裁判を求めることができる制度

公正な裁判を実現し、国民の権利を慎重に保護するため

・②（　　　　　　）　…　第一審判決に不服の場合に上訴すること

・③（　　　　　　）　…　第二審判決に不服の場合にさらに上訴すること

関連事項

④（　　　　　　　）制度　…　有権者から選ばれた裁判員が職業裁判官と対等な立場で重大な刑事裁判（第一審に限られる）に参加し、事実認定および刑の量定を行なう

（３）　再審

⑤（　　　　　）

…　判決確定後でも、裁判の重大な欠陥を主張し、裁判のやり直しを行なうこと

刑事裁判においては、被告人に有利な再審しか認められない

（４）　裁判の公開

［原則］対審・判決ともに⑥（　　　　　　）（82 条）

［例外］対審については非公開可　…　裁判官の全員一致による

ただし、下記の場合は非公開不可

・政治犯罪

・出版に関する犯罪

・日本国憲法第三章で保障する国民の権利が問題となっている事件

２－４．違憲審査権

（１）　①（　　　　　　　　　）（81 条）

…　法令その他の処分が憲法に違背していないかを審査・判断する権限

全ての裁判所に与えられている

特に最高裁判所は「憲法の番人」

（２）　付随的審査制　…　審査の対象には②（　　　　　　　　　）が必要

（３）　違憲判決の効力　…　法令等は原則として当該事件に限って無効

【過去問：H20 年度　東京消防庁】
わが国の裁判制度に関する記述として、最も妥当なのはどれか。

1. 裁判所には、最高裁判所と法律によって設置される下級裁判所があり、下級裁判所には、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所および行政裁判所がある。
2. 裁判の公正と人権保障のため、裁判の公開の原則が定められており、裁判の対審と判決は常に公開しなければならない。
3. 2004 年に制定された裁判員制度が実施されると、国民から無作為に抽出された裁判員が、刑事事件の事実認定に加わるが、量刑は裁判官が決定する。
4. 裁判によって刑が確定した後でも、判決の事実認定に合理的な疑いが持たれるような証拠が発見された場合には、再審という裁判のやり直しを求めることができる。
5. 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則または処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する唯一の裁判所である。

政治経済〈政治編〉　過去問解答

第１講	日本国憲法の基本的性格	4
第２講	基本的人権１	2
第３講	基本的人権２	1
第４講	統治機構　三権分立・国会	2
第５講	統治機構　内閣・裁判所	4

Ⓒ RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。